

研究ノート

イタリア社会党の結成

1879年～1892年

横山 隆作

1 はじめに

1892年8月15日、ジェノヴァ（Genova）において、イタリア労働者党（Partito dei Lavoratori Italiani）⁽¹⁾が結成された。この党は、翌1893年9月8～10日のレッジョ・エミリア（Reggio Emilia）における党大会で、イタリア労働者社会党（Partito Socialista dei Lavoratori Italiani）と改称し、さらに1895年1月3日、パルマ（Parma）の党大会において、イタリア社会党（Partito Socialista Italiano）となった。そこで1892年のジェノヴァ大会をイタリア社会党創立大会とみなすのである。

ところで、このイタリア社会党への筆者の関心は、さしあたり次の2点にある。

第一に、このイタリア社会党の結成によって、イタリア労働運動における労働組合と社会主義政党との分離がほぼ明瞭となったとすれば、ではこの分離の歴史的過程はいかなるものであったか、ということである。

第二に、この政党がその後、1893～94年のファッシン・シチリアーニ事件から1920年の工場占拠闘争に至るまでのたびたびの自然発生的大衆運動の高揚に際して、常に混乱と無力を示したと見た場合、イタリア社会党は、後に顕在化するそのような性格・体質を内にもって、結成されたのではなからうかということである。

以上の2点は、本質的には、社会主義政党の意義の問題であると考ええる。

本稿は、こうした関心から作成された研究ノートであり、これはまた、19世紀末から20世紀初頭にかけてのイタリア労働運動史研究という筆者の研究課題の一部分をなしている。

注

(1) *Lavoratore*は*Lavoro*（仕事、はたらき、労働）をする人であり、*Operaio*は*Opera*（仕事、つとめ、業）をする人であって、*Operaio*には雇われて工場で働く者というニュアンスがあるが、いずれも日本語訳では、従来からの慣用、語調から、労働者となってしまう場合が多いと思われる。そこで本稿では河野稔氏にならって、*Lavoratore*も*Operaio*も労働者と訳すことにし、勤労者や職工の訳語は用いなかった。

2 アンドレア・コスタとイタリア革命社会党

ミラノの社会主義系新聞『プレーベ (La Plebe)』1879年8月3日号は、アンドレア・コスタ⁽²⁾の書簡体論文『ローマニャの友人たちへ』⁽³⁾を掲載した。この論文は、それまで無政府主義の戦闘的活動家として知られていたコスタが、自己批判と問題提起を行ったものであった。

コスタは、若干の前おきの後、本題に入って、まず、マツィーニ主義という「古き(時代遅れの)理想主義」を批判し、さらに、「事実によるイデーの宣伝」を行ってきた「革命の努力」について、自己批判する。「しかし革命の諸努力が敗北して、我々は長年にわたり自由を剝奪され、あるいは我々が流刑を宣告されたために、我々は遺憾ながら日々の闘争と現実生活の実践を捨ててしまったのであった。そのため我々は我々自身の内にあまりにも閉じこもり、そして人民の経済的・倫理的状態と、さしせまった、なまなましい人民の必要事についての研究をただちに遂行することに全力をあげることをしないうちに、それよりも、我々のイデーの論理と革命綱領の作成ばかり気にかけていたのであった。我々は十分に人民にまじわらなかったし、そしてたくさんの生活の表明をかくも致命的に見過ごしていた。そして、崇高な衝撃にうたれて、我々が反乱の旗を高く掲げようと努めた時、人民は我々を理解せず、そして我々を孤立するにまかせた。」

コスタは、「革命は真剣なことがらである」と言い、さらに、「人民の経済的利益のみについて専心するのではなく、人民の知的・倫理的受容能力のすべてを満たそうとするところの、科学によって啓示される、人間と社会条件の不可避的変革を促進しようとする党」を提起する。「革命は不可避的である。しかし経験は革命が1日や1年では成らないことを教えていると思う。」そこで、綱領(Programma)を持って活動しなければならない。その綱領は、以前も今も変わらず、「方法の集産主義(Collettivismo)、究極のアナルキア(Anarchia)」である。

この論文ではコスタは、議会主義へ転換すると明白に述べてはいない。そして『インターナショナル』をイタリアにおいて継承するものとしての「革命社会党」結成の必要性を提起し、その際、会議において具体的討論をしようと呼びかけた。

コスタの提唱した「革命社会党」とは、イタリアにおける無政府主義を含む社会主義諸団体の大同団結を意味するものであったが、事態はそのようには進行しなかった。結局、コスタは1881年8月にリミニ(Rimini)において、ローマニャ革命社会党(Partito Socialista Rivoluzionario di Romagna)を結成した。この党はさらに1884年に、イタリア革命社会党(Partito Socialista Rivoluzionario Italiano)と改称した。

このローマニャ革命社会党の綱領・規約のうち、まず綱領については、次のような部分が注目される⁽⁴⁾。

イタリアにおける労働者階級は現状において、経済的には社会的富の所有者に従属しており、政治的には労働者階級が作ったのではない法律に従うことを強制されており、知的には初等教育も一般に受けておらず、倫理的には所有と国家と教会の現行制度を超自然的で神聖な、それゆえ不可侵の制度とうけとらされている。

ローマニャ革命社会党は、人類の全般的進歩、イタリア労働者階級の社会的状態の改善、さらにすべての人間の解放に貢献するために結成される。

方策としては、経済的には、労働手段（土地、資本等）を集团的所有、すなわちコムネージモ（comunesimo）とする。政治的には、労働と生産物の分配の社会的秩序の改善を行い、各個人が法律に頼らずに生産・消費するようになり、諸階級と諸利害の差異を無くして、政治関係としてのAn-archiaに達する。知的・倫理的には、すべての人間的能力（肉体的・知的・倫理的）の調和的發展を可能にする教育を行う。

革命は、まず最初にはすべての社会的権力（経済的、政治的、軍事的）を労働者の手に集中するところの労働者階級の一時的独裁であり、この政治革命は統治形態を変更する。

当面の方針としては、社会主義の宣伝、党支部の組織化、労働組合の組織化と資本に対する闘争（賃金引上げ、労働時間短縮等）の支援、現実の社会制度に対する闘争、地方自治体を運営する主体となること、国会に代表を送ること等をとる。

つぎに党規約の特徴を少しあげておく。党への加入は、団体（労働組合を含む）でも個人でもよい。党を代表する連合委員会は7名で、半年ごとの党大会で選出され、そのうち3名が通信委員となる。党費は1人当たり1ヶ月に5チェンテージミであり、連合委員会へ送られる、等々である。

こうして結成されたローマニャ革命社会党に対して、エルリーコ・マラテスタ⁽⁵⁾など無政府主義の側からは、コスタが合法主義に転落したとの非難があびせられ、他方、社会主義のより穏健派の側からは、「労働者階級の一時的独裁」とか「自由・無政府主義」などの語句に対して疑惑の眼が向けられた。

ところで、1881年～82年の選挙法改正によって、21歳以上の男子で、小学校卒業もしくは読み書きできる者で、かつ直接税納付額19.8リラ以上の者は、選挙権を有することになった。有権者数は211万2千人（総人口2,900万人中の7.39%）へと増加した。そして1882年10月29日、11月5日に下院選挙が行われた。

この選挙に際してコスタは、選挙戦への参加をブルジョア体制への抗議および社会主義の宣伝手段として意味づけし、立候補し、ラヴェンナ（Ravenna）において3,654票を獲得して当選した⁽⁵⁾。さらに1884年1月の下院補充選挙ではコスタと近いルイーダ・ムシーニ（Luigi Musini）が当選し、コスタ自身も次の1886年5月23、30日の下院選挙で再選された。コスタの国会における活動はコスタの個人的人気を高めたが、イタリア革命社会党はローマニャの地

方政党以上には成長できなかった。

コスタは、1888年12月20日、ローマにおけるイルレデンティズモ⁽⁶⁾（領土回復運動）のデモ・騒乱事件で逮捕され、1890年3月21日に3年の禁固刑を宣告された。この事件は国会において論議を引おこしたが、コスタ自身は有罪宣告直後にパリへ亡命し、6月23日議員辞職の手紙を送った⁽⁷⁾。（もっともこの間、コスタは1889年7月14日の第2インター創立パリ大会へ出席している⁽⁸⁾。）その後、1890年11月23、30日下院選挙で3選されると、コスタは同年12月にイタリアへ帰国した。コスタ亡命中の革命社会党の活動力はひどく低下した。

注

- (2) Andrea Costa. 1851年11月30日生～1910年1月19日没。エミリア・ロマーニャ州イモラ（Imola）の人。コスタについては、山崎功『イタリア労働運動史』青木書店、1970年、119頁～121頁を参照。なお、本稿における個人の生没年は、Franco Andreucci, Tommaso Detti（編著）、Il movimento operaio italiano, Dizionario biografico, 1853—1943, 5vols, Riuniti, Roma, 1976. によった。
- (3) 'Ai miei amici di Romagna', in Gastone Manacorda, Il movimento operaio italiano attraverso i suoi congressi, 1853—1892, Riuniti, Roma, 1971, pp. 357～361.
- (4) Ibid., pp. 362～371.
- (5) Enzo Santarelli, Il socialismo anarchico in Italia, Feltrinelli, Milano, 1977, p. 63.
- (6) irredentismo. トレンティーノおよびトリエステの2地域をオーストリアからイタリアへ回復しようという、議会「極左派」を中心とした運動。森田鉄郎『イタリア史』山川出版社、1976年、北原敦著の第12章、384頁を参照。
- (7) Attività parlamentare dei socialisti italiani, vol. I (1882～1900), ESMOI, Roma, 1967, p. 73, 133.
- (8) この第2インター創立大会へは、イタリア代表として、コスタの他に、アミルカーレ・チブリアーニ（無政府主義者）、ジュゼッペ・クローチェ（イタリア労働者党 POI）が参加した。この第2インターの決議をうけて1890年5月にはイタリア最初のメーデーが行われた。

3 イタリア労働者党（POI）

1881年9月25日、26日に、ロムバルディア州のいくつかのコンソラート・オペライオ（Consolato operaio）という労働者団体（相互扶助協会や抵抗協会 società di resistenza = 労働組合）の地域連合が、さらに連合して、ロムバルディア労働者総同盟（Confederazione operaia lombarda）を結成した。この中心となったミラノ・コンソラート・オペライオのなかに、ミラノ・労働者サークル（Circolo operaio）があった。

ミラノ・労働者サークルは、1882年4月に、下院選挙のための政治団体であるイタリア労働者党（Partito Operaio Italiano）を結成し、綱領を発表した⁽⁹⁾。この労働者党（POI）を結成したのは、当時ロムバルディア労働者総同盟の主流派であったマツィーニ主義派と異なる、労働者主義派（operaista）とよばれる、より戦闘的な労働組合運動家グループであった。

ところがこの労働者党（POI）は、1882年10月の下院選挙でマツィーニ主義派に近い、活字鑄造工出身の代議士アントニオ・マッフィ⁽¹⁰⁾を「労働者の代表」として当選させると、その後は活動停止してしまった。

1883年2月、ミラノにおいて労働者主義派は、労働の子同盟（Lega dei Figli del lavoro）を結成し、同年7月29日にその機関紙『ファッショ・オペライオ《Il Fascio Operaio》』を創刊した。さらに労働者主義派は1884年8月31日に、イタリア労働者党上部イタリア地方連盟を結成した。翌1885年1月4、5日のロムバルディーア労働者総同盟第5回大会では、指導委員7名中4名を労働者主義派が占めることになった。ついに1885年4月12日と5月3日に、労働者主義派はイタリア労働者党（POI）第1回大会をミラノで開催し、1882年の綱領を補正して採択し、『ファッショ・オペライオ』紙を党機関紙とした。労働者団体の団体加入によって形成されていた労働者党（POI）は、さらに1885年12月6、7日マントーヴァ（Mantova）における第2回党大会をロムバルディーア労働者総同盟との合同大会とし、そこで総同盟の132団体＜労働者党（POI）に反対の団体は不参加＞を労働者党の支部として吸収した。

1886年の下院選挙に際し、労働者党（POI）は、党の独自候補、推薦候補を少数に限定して立て、そのため議会「極左派」・急進派の代議士カヴァッロッチィ（Felice Cavallotti）から激しく非難されるという事件も生じたが、この選挙で労働者党（POI）は総計約2万票を獲得した⁽¹¹⁾。

戦闘的労働組合主義路線をとる労働者党（POI）に対して、デプレティス（Agostino Depretis）内閣は、1886年6月19～23日に弾圧を加え、ミラノ県知事命令による労働者党（POI）解散と主要メンバーの逮捕を行った。非合法団体となった労働者党（POI）は、1888年9月8、9日、ボローニャ（Bologna）において第4回党大会を開催し、財政難に対処するため、ストライキ資金等の問題について規約を改定した。

1889年、ミラノ近くで起こった農民運動の際に警察が農民を殺傷した事件の直後、5月22日に政府は無政府主義者と労働者党（POI）党員の多数を予防拘禁する弾圧を行った。そのため『ファッショ・オペライオ』紙の発行は困難となり、中断、再刊がくりかえされた。このような時期に、労働者党（POI）のコスタンティーノ・ラッザーリ⁽¹²⁾やジュゼッペ・クロッチェ⁽¹³⁾は、1886年ごろから親しくなっていたフィリッポ・トゥラーティとより一層密接な関係をもつようになった。ラッザーリは、『プレーベ』紙を発行する社会主義者エンリーコ・ビニャーミ⁽¹⁴⁾やオズヴァルド・ニョッキ＝ヴィアーニ⁽¹⁵⁾と親しかった。こうして労働者党（POI）系労働運動と社会主義啓蒙・政治運動とはしだいにまとまりはじめた。

ここで改めて、イタリア労働者党（POI）の実態を、1888年の綱領、規約について見てみたい⁽¹⁶⁾。

まず、綱領について。

人間社会の現存秩序においては、人間は、搾取される労働者、プロレタリアートの階級と、資本家、雇主の搾取者階級の、対立する2階級に分れて生活している。

「平等に生れたすべての人間は等しき生存権を持っているが、しかるに現実の社会秩序においては、物質的富、文明、科学および人類進歩の果実は、人々の大多数である、過度労働と、継続し、果てることなき窮乏を宣告されている無産労働者には、欠如させられている。」

労働者の直接的・恒常的目的は、資本主義的隷属からの解放であり、そのために、「イタリア労働者党（P O I）の名の下に、階級として、自ら組織し、団結することを、決意する。」

次に、規約（Statuto）の特徴を示す。

第1条では、労働者を「職業ごとに（arte per arte）」組織すること、労働者党（P O I）はすべての政治的・宗教的党派に対して絶対的に無関係であり、自らの判断で闘うと述べる。

第2条。労働による疾病、老令、廃疾のための相互扶助、協同組合による失業対策、抵抗による労働の防衛、協同組合の食料品店、教育・啓蒙サークルまたは協会、に組織され、社会的・経済的改善をめざす、すべての労働者団体は、——ただしそれが、都市と農村の、貧しい賃金労働者であり、雇主、企業家、商業家あるいは何らかの行政官庁に従属しているところの、両性の、純粹の（puri e semplici）労働者によって構成されている限り——、そしてまた搾取者、資本家、投機家、他人の労働の指揮者の条件をいかなる場合にも持っていない独立労働者が入っている場合、（その労働者団体は）労働者党（P O I）に加入できる。

第3～8条。党組織は、支部（個別団体）——3つ以上の支部による地方連盟または職業別連盟——中央委員会、の構成となっている。

第9条。ストライキ（休業）手当として使われる抵抗分担金を党員1名につき1カ月15チェンテージミ、また年間党費を各支部団体の大きさによって分け、党員100名まで10リラ、200名まで15リラ、200名以上を20リラと規定している。

以下、休業手当（10条）、逮捕された党員への援助（11条）、所属支部を変更する「旅行する党員」への証明書（12条）、帳簿（13条）、監査（14条）、党大会（15～19条）、中央委員会（20～22条）、ストライキ（23～26条）、機関紙（27条）、除名処分（28条）の各規定がある。

このような労働組合を拡大したような組織構造をもつ労働者党（P O I）は、当然、労働者の社会・経済的利益の獲得を、党の運動方針とすることになる。例えば、1890年11月1～2日、ミラノにおける第5回党大会では、ストライキ闘争を活発にし、労働取引所（Borse del Lavoro）⁽¹⁷⁾を設立し、8時間労働制を獲得し、協同組合運動を発展させるという決議を行っている⁽¹⁸⁾。

注

(9) Manacorda, op. cit., p. 187.

- (10) Antonio Maffi. 1845年生～1912年没。協同組合運動に熱意をもって活動したが、その政治的旗色は必ずしも鮮明ではなかった。
- (11) Alfredo Gradilone, *Storia del sindacalismo, Italia I*, Giuffrè, Milano, 1959, p. 281.
- (12) Costantino Lazzari. 1857年生～1927年没。労働者党 (POI) 社会主義派。
- (13) Giuseppe Croce. 1853年生～1915年没。手袋製造工出身。1882年4月労働者党 (POI) 結成時に、4名の中央委員の一人。
- (14) Enrico Bignami. 1844年生～1921年没。
- (15) Osvaldo Gnocchi Viani. 1837年生～1917年没。ミラノのカーメラ・デル・ラヴォーロ創設を指導。
- (16) Manacorda, *op. cit.*, pp. 372～377.
- (17) 労働取引所は、フランスの *Bourse du travail* のイタリア版であり、またカーメラ・デル・ラヴォーロ (Camera del Lavoro) とよばれる機関とも実質的に同じものである。河野穰『イタリアの危機と労資関係』新評論, 1976年, 49頁～53頁参照。
- (18) Stefano Merli, *Proletariato di fabbrica e capitalismo industriale, Il caso italiano: 1880—1900, Vol. II, Documenti, Nuova Italia, Firenze, 1973, p. 61.*

4 トゥラーティとミラノ社会主義者同盟

イタリア社会党結成のイニシアティブをとったのは、フィリッポ・トゥラーティ⁽¹⁹⁾であった。彼とその妻アンナ・クリシヨフ⁽²⁰⁾を中心として、1889年10月、ミラノ社会主義者同盟 (Lega Socialista Milanese) が結成された。

当時、イタリアの社会主義者はドイツ社会民主党に強い関心を寄せていたが、1890年1月25日ドイツ帝国議会における社会主義鎮圧法の否決、および同年2月20日帝国議会選挙におけるドイツ社会民主党の35議席 142万7千票の獲得によって、同党のイタリアにおける威信は非常に高まった⁽²¹⁾。

一方ローマにおいて1890年5月13日、議会「極左派」非社会主義者グループ、ファッショ・デッラ・デモクラツィア (Fascio della Democrazia)——ジョヴァンニ・ボヴィオ (Giovanni Bovio) や F.カヴァッロッチェ等を中心とする——がローマ協定を作成した。これは同年11月の下院選挙のための綱領であり、社会的不平等の是正のために、労働保護立法 (8時間労働制, [労働争議の] 仲裁院, カーメラ・デル・ラヴォーロへの援助) を推進しようという内容であった⁽²²⁾。

しかしこのローマ協定は、ストライキ権や労働組合同結権については全く消極的であった。そこでトゥラーティやアントニオ・ラブリオーラ⁽²³⁾は、議会「極左派」非社会主義者の限界を悟り、ドイツ社会民主党を手本とした社会主義政党の結成を決意するに至った⁽²⁴⁾。

翌1891年、トゥラーティは、この年に彼が編集権を得た『クリティカ・ゾチァーレ (Critica Sociale)』紙、3月10日号に、自ら執筆したミラノ社会主義者同盟の綱領を掲載した。この綱

領からは、トゥラーティがマルクスとドイツ社会民主党を研究することによって、社会主義についてより明確な展望をひらくことができたようすがうかがえる。以下にこの綱領の一部分を要約しておく⁽²⁵⁾。

経済について。

資本の個人的所有の経済体制は、生産の近代的システムによって、人間社会を資本家と賃金労働者の利害対立する2階級に分け、そこでは自由競争という名前の生産の無秩序性が、恐慌をもたらし、有用な力の巨大な浪費を招いている。

「社会主義経済は、原理的には、自然的富と労働手段の集団的所有へのおきかえであり、それは、一般的利益の基盤上に組織された生産、全労働者によって実行される生産、自然的性向・能力に応じて協力しあう生産、賃金奴隷制から解放された生産、そして労働の果実の完全な等価を享受する生産、を伴っている。さらに社会主義経済は、究極的には、すべての人々が能力に応じて生産し、必要に応じて消費するという、さらにより完全な社会体制になるためのものである。」

同盟の活動「方法」について。

「社会主義者の行動は、経済的要求についてのプロレタリアートの組織化を主要目標とするが……、選挙の扇動と公共機能への参入を排除しない……。」また社会主義者は、政治制度を民衆のものにすること、平和と軍縮の宣伝、累進課税、裁判制度の改革、協同組合事業への援助、労働保険・年金、相互扶助、福祉の合理的形態等から遠ざかることはできないが、現実の体制の経済的土台——所有の独占——を不変のままに残すような改良が、社会問題の改良に十分であるという……幻想に従うことはできない。

注

(19) Filippo Turati. 1857年11月26日カンツォにて生～1932年3月29日パリにて没。パヴィーア大学およびボローニャ大学の法学部卒業。弁護士。ラッサール研究からマルクス研究へと進む。1886年春にクリジョフと知り合う。1891年ごろからF. エンゲルスと文通する。エンゲルスが1894年に『資本論第3部への序言』のなかで手ひどく批判したアキッレ・ロリア (Achille Loria) の友人。Franco Livorsi, "Fillipo Turati, Socialismo e riformismo nella storia d'Italia, Scritti politici 1878-1932", Feltrinelli, Milano, 1979, Introduzione pp. VII~XXIII.

(20) Anna Kuliscioff. 1854年モスクワにて生～1925年没。1878年ごろから1885年ごろまでアンドレア・コスタの内縁の妻であった。

(21) Ernesto Ragionieri, Socialdemocrazia tedesca e socialisti italiani 1875-1895, Feltrinelli, Milano, 1976. p. 285. 1890年10月12～18日のドイツ社会民主党ハレ大会に際して、アントニオ・ラブリオーラとトゥーティの2人は発起人となり、ドイツ社会民主党へのイタリア社会主義者からの祝賀と連帯の挨拶<ミラノ社会主義者同盟とイタリア労働者党 (POI) によって集められた個人および団体の署名を付す>を送った。Ibid., pp. 240, 241.

(22) Gradilone, op. cit., p. 289.

- (23) Antonio Labriola. 1843年生～1904年没。はじめナポリ大学哲学講師。1890年ローマ大学にて史的唯物論を講義。
- (24) Ragionieri, op. cit., p, 238.
- (25) Carlo Cartiglia, *Il partito socialista italiano 1892—1962*, Loescher, Torino, 1978, pp. 39～41.

5 カポラーゴの無政府主義者会議

1891年1月4～6日、ミラノから遠くないルガノ湖畔のスイス領内の町カポラーゴ(Capolago)において、イタリア、スイス、地中海沿岸諸都市、南北アメリカ大陸などから集まった無政府主義者が会議を開いた。主な参加者は、主流派的位置にいたエルリーコ・マラテスタとフランチェスコ・サヴェリオ・メルリーノ⁽²⁶⁾、過激な「個人主義」派でマラテスタと対立的なパオロスッキキ⁽²⁷⁾、アンドレア・コスタと連絡のあるジェルマニコ・ピゼッリ(Germanico Piselli)、イタリア労働者党(POI)と連絡のあるルイーダ・ガッレアーニ⁽²⁸⁾とピエトロ・ゴリ⁽²⁹⁾、他にアミルカレ・チプリアーニ⁽³⁰⁾、ジュゼッペ・バルビアーニ⁽³¹⁾、ロメオ・ミンゴッツィ⁽³²⁾などであった。

会議は、諸見解の対立によって、明確な方針をうちだすことはできなかったが、マラテスタ等主流派の考えを軸にして、次のような主旨の決議を行った⁽³³⁾。

まず原則として、(1) 個人的所有の収奪、(2) 政治法規の全廃——行政機構、官僚制、代議制議会、財政、軍事、一言でいえば国家および政府の廃止、(3) 自由協約によって結びあった労働者の *Associazioni* による共同の生産と消費の組織化、を掲げた。

つぎに「方法」の中で注目されるのは、失業労働者の組織化をとりあげている点である。

さらに「組織」として、革命的無政府社会党イタリア連合(Partito Socialista Anarchico Rivoluzionario——Federazione Italiana)の結成を決議し、通信＝地方委員を設け、また参加グループの自治を認めることにした⁽³⁴⁾。

注

- (26) Francesco Saverio Merlino. 1856年生～1930年没。
- (27) Paolo Schicchi. 1865年生～1950年没。
- (28) Luigi Galleani. 1861年生～1931年没。
- (29) Pietro Gori. 1865年生～1911年没。彼は1891年に、マルクス、エンゲルス『共産党宣言』を翻訳、刊行した。
- (30) Amilcare Cipriani. 1844年生～1918年没。
- (31) Giuseppe Barbiani. 1852年生～1939年没。
- (32) Romeo Mingozzi. 1858年生～1943年没。
- (33) Santarelli op. cit., pp. 74～80.
- (34) Cartiglia, op. cit., pp. 37～38.

6 レールム・ノヴァールム

教皇レオネ13世の回状、レールム・ノヴァールム (Rerum Novarum) は1891年5月15日に出された。これをうけて同年9月14～17日、ヴィチェンツァ (Vicenza) で開かれた第9回カトリック会議では、284団体(加入者総数約7万3千人)が、ジュゼッペ・トニオロ⁽³⁵⁾を中心的な理論家として、カトリック社会運動の進路をとることになった。すなわち、カトリック系労働運動という社会主義運動の一大対抗勢力が活動を開始したのである⁽³⁶⁾。

そこでつぎに、このレールム・ノヴァールムの内容を要約しておく⁽³⁷⁾。

(1) 産業革命以降の現代社会秩序におけるプロレタリアートの状態。(社会的) 葛藤の原因。

(2) 個人的所有を集团的所有に移し、平等な分配を行おうとする社会主義的解決策が「不正な権力」であることと、人間の譲渡しえない自然的権利としての私有財産権。

(3) 国家に先行する存在としての家族。

(4) 教会の、キリスト教の慈悲を原理とする、理論と実践における解決策。闘争ではない、人間の本性が望む諸階級の協調。労働者の義務と、「労働者を奴隷のごとく扱ってはならない」等の資本家・雇主の義務。富の利用。労働の尊厳。教会の慈善的諸機関。

(5) 国家の介入と限界。国民的繁栄。ストライキ。祝日の休業。婦人・児童労働の保護。労働者の報酬。貯蓄。

(6) 同業組合。国家に対する職業的団体。カトリック組織。

注

³⁵ Giuseppe Toniolo. 1845年生～1918年没。ピサ大学教授。

³⁶ Gradilone, op. cit., p. 320. ジョルジョ・カンデローロ、石黒寛・代久二訳『イタリア労働組合運動小史』国民文庫, 81, 82頁。『イタリア史』前掲書, 北原敦, 414頁, 参照。

³⁷ Alberto Bonifazi, Gianni Salvarani, "Dalla parte dei lavoratori, Vol. I, 1860—1906", Franco Angeli, Milano, 1976, pp. 146～152.

7 ミラノ全国労働者会議とイタリア労働者党 (P L I) 準備中央委員会

1891年8月2, 3日, ミラノにおいて全国労働者会議が開催された。これには、すでに設立されていたミラノとトリノーのカーメラ・デル・ラヴォーロの他, 約450の労働者団体(相互扶助協会を主とする)が参加した。

トゥラーティと親しいカルロ・デッラヴァッレ⁽³⁸⁾による社会主義労働者党 (Partito

Operaio Socialista) 結成提案に対して、労働者主義派の一部と無政府主義者が反対したが、結局、「組織された労働者の、すべての倫理的・物質的力と意志の統一のために」イタリア労働者党 (Partito Lavoratori Italiani) を結成するとの決議がなされた⁽³⁹⁾。

ただし、結成される党の基本的運動方針に関して、「選挙戦への参加の決定」の問題は、支部・地方連盟の自治にまかされた。また、イタリア労働者党 (P L I) 準備中央委員会のメンバーとして、エンリーコ・ベルティーニ⁽⁴⁰⁾、シルヴィオ・カッターネオ⁽⁴¹⁾、カルロ・クレモネージ (Carlo Cremonesi)、ジュゼッペ・クローチェ、コスタンティーノ・ラッザーリ、アントニオ・マッフィ、アンナマリーア・モッツォーニ⁽⁴²⁾ の7名が選出された。

準備中央委員会は翌1892年7月、コロンブスのアメリカ大陸発見400年記念祭とこれに伴う鉄道運賃引きにあわせた同年8月14、15日に、イタリア北部リグリア州の港湾都市ジェノヴァにおいて開催されるイタリア労働者組織会議の招請状を公表した。この招請状には、次の原則を認める労働者団体は、3リラの参加費を払って、自由に参加できるとあった。その原則とは、すべての他の党から独立した労働者の一大政党の結成、労働者の集産制 (Collettività) の手段としての土地と資本の権利要求のための労働者組織、労働の解放の他の手段としての公権力の獲得の3点であった⁽⁴³⁾。

さらに準備中央委員会は、8月5日付で、主要議題を示した第2の招請状を公表した。そして、財政難から出せないでいたイタリア労働者党 (P L I) 準備中央委員会機関紙『ロッタ・ディ・クラッセ (Lotta di classe, 階級闘争)』が、7月31日号より週刊紙として発行され、この号に、準備中央委員会起草の党綱領・規約が、前もっての検討のために掲載された⁽⁴⁴⁾。

これに対して、労働者党 (P O I) 労働者主義派のアルフレード・カザーティ⁽⁴⁵⁾ は、新党は純粹の労働者の党であるべきであって、政治団体すなわち知識人はブルジョアであるから排除されるべきであると主張し、8月11日付『ロムバルディーア』紙上において、「労働者党は社会主義者と呼ばれることを望まない」と論じた。カザーティは、トゥラーティ主導下の労働者党 (P L I) 結成を阻止するために、ゴーリらの無政府主義者と連合した。

注

③⑧ Carlo Dell'Avalle. 1861年生～1917年没。印刷工労組の出身。

③⑨ Luigi Cortesi, *La costituzione del partito socialista italiano*, Avanti!, Milano, 1962, pp. 31～38.

④⑩ Enrico Bertini. 1853年生～1937年没。ミラノの印刷工出身。イタリア労働者党 (P O I) の親トゥラーティ派。

④⑪ Silvio Cattaneo. 1861年生～1928年没。ミラノの石工労組出身。石工労組機関紙 “Il Muratore” の編集者。

④⑫ Anna Maria Mozzoni. 1837年生～1920年没。イタリア婦人運動の先駆者の一人。ラッザーリやトゥラーティと交際がある。

(43) Cortesi, op. cit., pp. 258~260.

(44) Ibid., pp. 260~265.

(45) Alfredo Casati. 1857年生~1920年没。Andreucci, Detti, op. cit., Casati Alfredoの項。

8 イタリア労働者党 (P L I) ジェノヴァ大会

1892年8月14日(日曜日)、ジェノヴァ市、オルティ・サンアンドレア (Orti S. Andrea) のサラ・シヴォーリ (Sala Sivori) を会場として、イタリア労働者党 (P L I) 結成大会が開催された。

午前中、まず議長団の選出が行われ、アンナ・クリショフが、A. マッフィ、A. コスタ、ロザリオ＝ガリバルディ・ボスコ⁽⁴⁶⁾、フェルルッチオ・モスコニ (Ferruccio Mosconi, ジェノヴァ代表として) を推薦した。これに対して無政府主義者は、ジェノヴァ代表としてエウジェニオ・ペッラーコ (Eugenio Pellaco) を推薦し、さらにカザーティが、議長には労働者だけがなれると主張して、議場は早くも騒然とした。そこで挙手による採決を行うと、出席団体数157中、クリショフ支持106票、カザーティ支持 (無政府主義、労働者主義連合) 46票、棄権5票であった。結局、昼食後に、議長団はマッフィ、コスタ、ボスコ、ペッラーコとピエトロ・キエーザ⁽⁴⁷⁾と決まったが、コスタとペッラーコは辞退した。

議題の討議が始まると、カザーティは再び、会議からの政治団体の排除を主張したが、これは否決された。さらに議事が進行して、党綱領・規約の採択、中央委員の選出に至った時、ペッラーコは会議の引き延ばしをはかって、この議題の明日までの延期を提案した。2時間あまりの混乱の後、ペッラーコの動議は採決され、可決された。

ここに至って、トゥラーティの友人のカミッロ・プラムポリーニ⁽⁴⁸⁾は、無政府主義・労働者主義連合グループに対し、「我々は本質的に異なる2つの党なのだから……、諸君は諸君の道を行き、我々は我々の道を進む……」と演説した。これに対して無政府主義者のゴーリが応酬し、さらにトゥラーティが「君達の『自由』は我々に対する暴力である……」と発言し、明日新しい会議を別個に開催することを宣言し、かくして第1日目は決裂を明らかにして終了した。(なおその夜は、石工、料理人、給仕、金属労働者、パン焼工などの労働組合集会在開催された⁽⁴⁹⁾。)

翌8月15日、トゥラーティを中心とする社会主義派は、パーチェ通り (via della Pace) ジェノヴァ・カラビニエーリ協会の庭に、約160団体を集めて、会議を開いた。一方サラ・シヴォーリ会場には、無政府主義・労働者主義連合と中立派の94団体が集合したが、そこでコスタやキエーザを中心とする中立派は、両会場のどちらにも加わらないことを決めて退場した⁽⁵⁰⁾。無政府主義・労働者主義連合の人々は残って会議を続け、全く名目的なものにすぎなかったが、彼らのイタリア労働者党 (P L I) を独自に結成した⁽⁵¹⁾。

トゥラーティ等の社会主義派は、午後から実質的討議を始め、規約草案第3条の選挙参加問題「政治および行政の選挙——闘争の手段としての——を採用するか否かの自由もまた（支部団体）に保持される」との条項を削除するなどして、党綱領・規約を採択した。

夕刻、中央委員会の所在地をミラノとし、7名の中央委員、ベルティーニ、クロージェ、デッラヴァッレ、アンネッタ・フェルラ（Annetta Ferla）、ジュゼッペ・フォッサーティ（Giuseppe Fossati）、ラッザーリ、マッフィを選出して、大会は終了した⁽⁵²⁾。

かくして結成されたイタリア労働者党（PLI＝イタリア社会党）の綱領は、（第一）インターナショナルの綱領（仮規約前文）を歴史的な前提として念頭におきつつ、旧労働者党（POI）の綱領・規約の形式をうけつぎ、これにドイツ社会民主党的マルクス主義をとり入れたミラノ社会主義者同盟の考え方を注入し、さらにイタリア革命社会党その他のグループにも受け入れてもらえるような、「巾広い」性質をもたせたものであり、アントニオ・ラブリオーラの批評によれば、「弾力的であり、あいまいであり、合法的であり、非合法的であり、棄権主義的であり、マツィーニ主義的である」⁽⁵³⁾ ような綱領・規約草案から、棄権主義的部分（選挙参加問題）を除いて、「アピールのような、宣言のような、約束のような分別ある解決」⁽⁵⁴⁾ の形にまとめたものであった。

イタリア社会党のこの1892年の綱領・規約は、部分改定されながら1923年まで存続したのであるが、それは以下のごときものであった。

イタリア労働者党（PLI）綱領⁽⁵⁵⁾

〔イタリア労働者は〕つぎのように考える。

人間社会の現存秩序においては、人間は2階級、すなわち一方の被搾取労働者と、他方の社会的富の占有者、独占者である資本家、とに分かれて生活することを余儀なくされているという事。

両性の、すべての職業と条件の賃金労働者は、彼らの経済的従属のゆえに、悲惨と劣悪と被抑圧の状態を余儀なくされた、プロレタリアートを形成しているということ。

すべての人間は、その力によって、社会生活の福祉を創造し維持することに協力しようとするのであれば、なによりも第一に生存の社会保障としての、その福祉を享受する同等の権利を有するものであること。

そしてつぎのように再認識する。

今日の政治制度によって防衛されている、現代の社会的・経済的諸機構は、自然的・社会的富の独占者の、労働者階級に対する優越を表現しているということ。

労働者は、労働手段（土地、鉱山、工場、交通手段等）の社会化および生産の社会的管理なくしては、彼らの解放を達成しえないということ。

そこでつぎのように判断した。

かかる究極目標は、他のすべての党から独立した、階級の党に組織されたプロレタリアートの行動を通じてしか達成されえない。それは2面において展開されるが、[それらは]

1° カメラ・デル・ラヴォーロおよび他の職業的団体 [=労働組合] にゆだねられている闘争である、労働者生活（労働時間、賃金、工場の就業規則等）の直接的改善のための職業的闘争 [la lotta di mestieri=労働組合闘争] の面。

2° 今日それが抑圧と搾取の機関となっているものから、支配階級に対する政治的・経済的収奪のための一機関へと転化させるために、公権力（国家、コムーネ、公共行政機関等）を獲得することをめざした、より広範な闘争の面、[である。]

自己の階級の解放を意図する、イタリア労働者は、

上記の原則と下記の権利を告知せられて、党を結成することを、決意するものである。

同 規約 [抄]

第1条。上記の綱領に同意する、すべての団体（Società）の連合（Federazioni, Consociazioni, Consolati）および独立団体は、自己のうちに権利意識を発達させることにより、そしてその労働諸条件が一致する場合の諸中心に、職業ごとに選好的に自らを組織することによって、自己の解放のための闘争において賃金労働者を防衛する目的で、イタリア労働者党を構成する。

第2条。党への加入を望むところの、社会・経済的改善に努め、そして労働による疾病、失業、老齢、廃疾の相互扶助として組織され、資本家の投機の意図無き協同組合として組織され、抵抗を通じての労働の防衛について組織されている、都市もしくは農村のすべての労働者団体は、賃金労働者であり、かつ雇主、企業家、商業家もしくはなんらかの行政機関に従属している、都市もしくは農村の、両性の、純粹な [puri e semplici] 労働者によって、構成されていなければならない。

[独立の労働者 (lavoratori indipendenti) の加入について。]

しかし、非労働者によって管理もしくは指導されている、労働者および農業者の団体でも、地方の特殊条件によって、党中央委員会の見解に従い、常に労働者の利益のための団体の性格を保持するものは、[加入を] 認められる。

第3条。党への団体の加入は、大会で決定されるであろう方法としての、共同の綱領の適用に関する限り、共同一致して進む義務を意味する。

個々の団体もしくは連合の自治は、一般的な組織の利益に反しない限り、保存される。

第4条。[連合について、等。]

第5条。[加入団体の名称変更の義務無し、等。]

第6条。[大会、地方会議、中央委員会の開催、等。] 中央委員会は大会決議の執行機能を代表

する。

第7条。[大会開催地。中央委員会の任期、人数（7名）、所在地、等。]

第8条。[大会代表。]

第9条。[大会議決権、1 Societàにつき1票、等。]

第10条。中央委員会はイタリア労働者党を代表し、党の綱領に従う組織と宣伝を監督、指導し、そしてすべての支部（Sezioni）に対して自己の活動の責任がある。他。

第11条。[中央委員会と大会。]

第12条。[中央委員会と連合との連絡。]

第13条。中央委員会の任務遂行、宣伝、大会開催および準備されるであろう党活動の本来のインシアティブのために必要な費用として、

- a) 年間党費、各団体（Società）につき、会員100名未満は2リラ、100名以上は5リラ。
- b) 年間党費、連合（Federazioni）につき、その連合に加入しているSocietàから支払われる分担金（上記a）の外に、10リラ。
- c) 大会に参加する党非加入の団体について、3リラの寄付金。

第14条。[大会参加通知、等。]

第15条。[中央委員会の権限。]

第16条、17条。[党活動に対する弾圧の全犠牲者の扶助金庫について。]

第18条。[綱領・規約違反団体の処置。]

第19条。[外国の労働者党との関係保持。]

第20条。[党機関紙。]

第21条。[第2インターについて。]

第22条。[綱領・規約の改定。]

注

- (46) Rosario Garibaldi Bosco. 1866年生～1936年没。パレルモ出身。ファッシ・シチリアーニの指導者の一人。
- (47) Pietro Chiesa. 1858年生～1915年没。リグリア州サムピエルダレーナ（Sampierdarena）の人。ニス塗装工。1900年に下院議員。
- (48) Camillo Prampolini. 1857年生～1930年没。1890年に下院議員当選。
- (49) Cortesi, op. cit., pp. 125～139. pp. 270～276.
- (50) コスタやキエーザ達は、翌年のイタリア社会党第2回大会から党に加入した。
- (51) カザーティは、ジェノヴァ大会における分裂の後もゴーリ達と交流を続けたが、一方で1894年10月に石工の団体を通じてイタリア社会党に加入した。しかし1913年になっても、「私はトゥラーティ派ではない。私は労働者・社会主義者である」と語っていた。Andreucci, Detti, op. cit., Casati Alfredo の項。vol. I. p. 517.

52) Cortesi, op. cit., pp.141~158.

53, 54) Gaetano Arfé, *Storia del socialismo italiano 1892—1926*, Einaudi, Torino, 1965, p. 10. なお、ラブリオーラはジェノヴァ大会に出席しなかった。

55) *Lotta di classe*, 1892年8月20, 21日号. Cortesi, op. cit., pp. 265~270. ただし [] 内の語句は筆者の補足または要約。傍点は原文イタリック。

9 総 括

自然発生的な労働者団体が、社会主義政党と労働組合とに分離する実体的過程は、これを概念化すれば、人間が、現実の社会の政治的国家と市民社会との分離に照応して、自己を二重に分離し、社会的・集団的に表現してゆく過程である。[この場合、(政治的) 国家とは「法的諸関係の下にある人間の社会」⁽⁵⁶⁾を意味し、市民社会とは「物質的な生活諸関係……の総体」⁽⁵⁷⁾を意味する。]

さしあたり本稿において筆者は、この分離におけるつぎのような矛盾に注目する。すなわち、労働組合は、市民社会において、自らの集団的な利益のために権利要求 (*rivendicazione*) を行う団体であり、それに対して、社会主義政党は、政治的国家において、国民全体の法的諸関係をつくりなおす団体であるという、本質的差異に基づく矛盾が存在するということである。

つまり、労働組合を母体として形成された社会主義・労働者政党であっても、政党として活動する限り、母体としての労働組合の利益を肯定するばかりでなく、むしろ絶えず否定してゆかねばならないのである。それは例えば、社会主義・労働者政党は、工場に適用される労働保護法の制定やストライキなどの労働組合活動の合法化を行うばかりでなく、農民や自営小商工業者の利益のための立法活動も行わなければならないと、さらにはブルジョアジーの人間としての利益のために法律を作ることも行わなければならないということである。あるいはまた、その労働保護立法や労働争議の合法化も、すべての国民の利益となるがゆえに行うことができるのだということである。すなわちこれは、労働者による自己の集団的利益の積極的否定である。

このように、近代的労働者階級が自己の局限された集団的利益を超えて、すべての人々のために政治活動を行おうとする時、その近代的労働者階級はまさしく階級意識を持ったと認められるのである。そしてこれを逆に言い直せば、かかる階級意識の歴史的現象 (*geschichtliche Gestalt*)⁽⁵⁸⁾ が社会主義政党なのである。

さて、本稿においてこれまで述べてきたイタリア社会党の結成過程について総括してみれば、つぎのようなイタリア社会党の問題点を抽出できると思う。

1892年に結成されたイタリア社会党には、政党としての本質認識、すなわち国民全体——実質的には勤労住民大衆——の社会的人間関係を法という観念を媒介として、法の変革、人間の法意識の自己変革によって、より新しく、より良好なものに作り変えてゆくということ、また

はこのような使命感が稀薄であったように考えられる。そしてその代りに、あれこれの社会的・経済的利益を自分達のために、できあいの国家権力に依存しつつ獲得することが、もっぱらの関心事であったように思われる。労働者にとっての社会的・経済的利益の実現を法的に承認すること自体は、「世界を獲得しなければならない」⁽⁵⁹⁾ 近代的プロレタリアートにとって、直接当面の「戦術的」目標であっても、本質的「戦略的目標」ではない。「プロレタリアは獲得すべき自分のものを何ももたない、かれらが破壊しなければならないものは、これまでのすべての私的安全や私的保障である。」(『共産党宣言』)⁽⁶⁰⁾

こうして、自己の社会的・経済的利益の集団的要求以上の目標を、意識的に追求することのない「社会主義政党」は、必然的に諸々の派閥の混成体となってゆく。なぜならば、派閥は市民社会のなかで相争う個別の小集団の利害を表現したものであり、国家と法の消極的・否定的な対立物であるからである。このような派閥混成体としての政党は、時に個別利害の混合を行って、一致した行動をとることはあっても、近代的労働者階級の階級意識を政治的に表現することはなく、したがって、大衆運動が自然発生的に高揚すると、たちまち進路を見失って、混乱と無力を露呈せざるをえなくなり、この意味で、「日和見主義」の政党と規定されざるをえなくなるのである。

もっとも、このイタリア社会党結成のイニシアティブをとったフィリッポ・トゥラーティの場合には、彼が知識人として、労働組合運動とは、いわば次元の異なる政治運動の独自性と必要性を、漠然とであっても認識していたように見うけられ、その意味で彼は、他の大部分の人々よりも一歩前進した地点にいたと考えられる。しかしトゥラーティは、政治運動というものを、国家・法の大衆的認識の運動という本質においてとらえるのではなく、カザーティのような労働者政党と労働組合の全国的結集体とを混同する労働者主義と対比されるところの、あるいは無政府主義の「暴力活動」と対比されるところの、「議会活動」を行う団体として政党というものを理解していたように考えられる。けれども、このような「議会活動」と、国家・法と、勤労住民大衆の毎日の生活との関係について、トゥラーティ達イタリア社会党のリーダーは、どこまでつきつめて考えていたのであろうか。 以上

注

56) G. W. F. ヘーゲル、武市健人訳『哲学入門』、岩波文庫、79頁。G.W.F. Hegel, Werke in zwanzig Bänden, Bd. 4, *Philosophischen Propädeutik*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1970, s. 246.

57) カール・マルクス、武田隆夫、遠藤湘吉、大内力、加藤俊彦、共訳、『経済学批判』序言、岩波文庫、13頁。

58) Georg Lukács, *Geschichte und Klassenbewußtsein*, Luchterhand, Neuwied und Berlin, 1977. Werke, Bd. 2. s. 215, ルカーチ、城塚登、古田光、共訳、『歴史と階級意識』、白水社、1977年、93頁。

59) マルクス、エンゲルス、大内兵衛、向坂逸郎、共訳、『共産党宣言』、岩波文庫、87頁。

60) 同上書、54頁。